

江府町告示第56号

江府町和牛畜産経営緊急救済事業費補助金交付要綱の一部改正をここに公布する。

令和7年8月18日

江府町長 白石祐治

江府町和牛畜産経営緊急救済事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

令和7年8月18日

江府町告示第56号

江府町和牛畜産経営緊急救済事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条 略</p> <p>第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) <u>令和7年4月1日</u>時点において、江府町内において実際に繁殖和牛経営をしている者。</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる和牛の頭数(以下「交付対象頭数」という。)は、<u>令和7年4月1日</u>時点の和牛繁殖雌牛飼育頭数とする。</p> <p>第4条 補助金の額は、交付対象頭数に <u>7,000円</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>第6～10条 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) <u>令和6年4月1日</u>時点において、江府町内において実際に繁殖和牛経営をしている者。</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる和牛の頭数(以下「交付対象頭数」という。)は、<u>令和6年4月1日</u>時点の和牛繁殖雌牛飼育頭数とする。</p> <p>第4条 補助金の額は、交付対象頭数に <u>9,500円</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>第6～10条 略</p>

附 則

この告示は、令和7年8月18日から施行し、令和7年度事業から適用する。